

様式第5号（教育実習実施計画に関する書類）

教 育 実 習 等 実 施 計 画	
1	教育実習等の内容及び成績評価等
①	教育実習等の時期 養護実習・・・原則として4年次春期（4年次5月～7月）
②	教育実習等の実習期間・総時間数 養護実習 4週間・・・120時間（4単位相当）
③	実習校の確保の方法 包括連携協定を締結している下関市教育委員会と連携し、実習校を確保する。 学生本人が別の学校を希望する場合、実習を希望する学校へ電話連絡後、大学作成の教育実習依頼書を持って実習希望校を訪問し、各自で受入内諾を得る活動を行う。
④	実習内容 学校保健活動及び養護実践を通して、児童・生徒の発達を理解するとともに、保健・安全を積極的に推進する実践力として、救急処置、健康診断、疾病予防などの保健管理、保健教育、健康相談、保健組織活動などの実習を行い、養護教諭の基礎的能力を身につける。具体的な実践として、保健教育の指導案の作成、板書計画、学習プリント、教材研究を深め、主体的対話的に健康教育を実践し、実習の経験を通して、自らの養護教諭としての適性と自己の課題に気づく。 ア．学校保健活動の概要をつかむ。（見学・観察実習 一部参加実践） ・ガイダンス、養護教諭の1日のスケジュール、予定されている健康管理業務、児童・生徒への対応の流れを把握する。 ・保健室に来る児童・生徒との出会いを通して、訪室理由を把握し、健康問題を知る。 ・養護教諭の児童・生徒とのかかわり方、コミュニケーション技術、ケア方法を見学、一部参加を通して理解する。 ・養護教諭と他の教員及び教員組織との関係性について知る。 イ．見学・観察実習をもとに学校保健活動への参加、指導者の指導を受けながら実践する。 ・学校環境衛生活動、定期（臨時）健康診断の計画・立案・運営・事後措置、救急処置と疾病予防、保健指導及び保健学習指導、健康相談など ・集団としての児童・生徒の健康教育・管理を実践する。 ・児童・生徒の個別性に応じた養護実践計画を立案し、養護教諭の指導のもと実施する。 ・実施した内容をその実践過程と児童・生徒の反応から評価し、課題を検討する。 ・児童・生徒と保護者、地域の支援、地域における子供を取り巻く課題、学校教育における健康課題など課題を通して養護教諭の役割と責任について考える。
⑤	実習生に対する指導の方法 ・事前指導を実施し、実習内容のガイダンスを行う。また事前の学校訪問報告を基に個別指導を行う。 ・期間中に教職課程担当教員又は学部職員が予め実習校と調整し、訪問を行う。実習担当教員等から実習状況を聴取把握するとともに授業観察等を行い、適宜実習生に対する直接指導を行う。 ・事後指導では各自の体験を全員で交流し、養護実践理論を深める。

⑥ 実習の成績評価（評価の基準及び方法）

※ 評価項目表、評価シート等がある場合は、本計画書に添付すること。

実習先校からの評価並びに指導教員からの実習先への訪問時の実習の様子の報告内容、学校保健活動や保健指導等の活動内容、教育実習記録簿、事前事後指導の学修状況などを総合的に評価する。

2 事前及び事後の指導の内容等

① 時期及び時間数

養護実習事前指導 4回（8時間）

養護実習事後指導 4回（8時間）

上記以外にも実習担当教員が、必要に応じて実習学生ごとに指導を行う。

② 内容（具体的な指導項目）

事前指導

実習への参加手続き、実習の目的、実習参加の心得、実習の流れ、個人情報取り扱い、実習参加の留意事項、指導案・教材作りなどについて事前に説明を行い、養護実習とは何かについて理解する。

事後指導

実習終了後に養護実習事後指導として、実習の成果や課題を共有できるようにする。

必要に応じて同様に学生ごとの面談による事後指導を行い、実習の成果や今後の学修への課題等について個別指導を行う。

③ 教育実習等におけるハラスメントの防止等に関する学生への指導（相談窓口の周知を含む）及び学内の相談体制等について

1. ハラスメントに対する理解と認識

実習生には、事前指導において、どのような行為や言動がハラスメントに該当するのかを理解し、それらを防止するための意識を持つよう指導を行う。特に、実習生自らが、実習校内外での言動において相手を尊重し、ハラスメントを引き起こす可能性のある行為や発言を慎むよう指導を行う。

2. 実習生がハラスメントを受けた場合の対応について

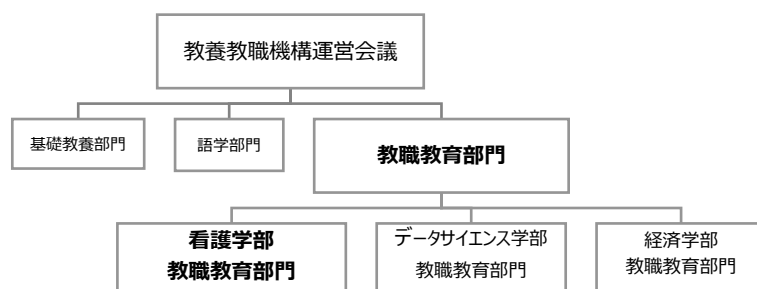
実習生は、直ちに実習担当教員や大学の相談支援センター等に連絡し、ハラスメントの事案を報告する。実習担当教員は相談支援センター（相談員）と連携し、実習生の安全が保証されるように、実習校に対応を求める。また、実習生に対しては、相談支援センターの相談員を中心に必要に応じて学外専門機関等との連携を図るなどチーム支援を行う。

3 教育実習に関して連絡調整等を行う委員会・協議会等（以下「委員会等」という。）

① 大学内の各学部・学科等との連絡調整を行う委員会等

- ・ 委員会等の名称
教養教職機構 教職教育部門
- ・ 委員会等の構成員（役職・人数など）
委員長（教養教職機構長）1人、委員（教職担当教員）10人、委員（職員）2人
- ・ 委員会等の運営方法
年間スケジュールに基づき、時間割編成、カリキュラム検討などを中心に会議を開催する。
また、養護実習に行く学生については、単位修得状況を把握し、事前指導、面談等を行う。
さらに、実習学生のスケジュールにあわせて、巡回指導を行うなど、きめ細かい対応をしている。

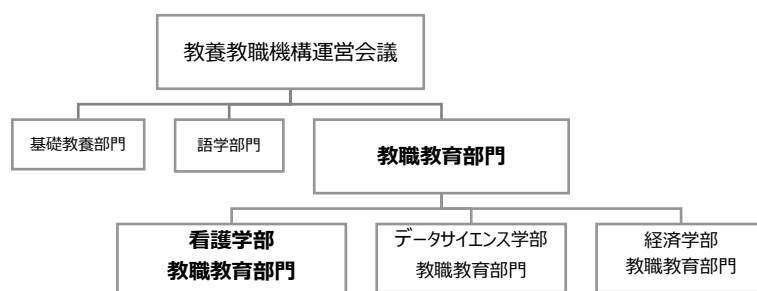
【委員会の組織図】



② 大学外の関係機関（例：都道府県及び市区町村教育委員会など）との連絡調整等を行う委員会等（※学校体験活動を含む場合は、大学と学校との連携体制についても記載すること。）

- ・ 委員会等の名称
看護学部教職教育部門
- ・ 委員会等の構成員（役職・人数など）
委員長（看護学部教職教育部門）1人、委員（教職担当教員）5人、委員（職員）1人
- ・ 委員会等の運営方法
主に教育実習時の実習校への受入れ依頼手続きなどにおいて、担当事務局である教務課を通して、下関市や北九州市などの教育委員会との間の連絡調整を緊密に行う。
また、山口県や下関市の教育委員会などからの採用情報などについても、部門で共有し、教職担当教員による学生指導に活用するよう連携を密に取りながら円滑に進める。

【委員会の組織図】



4 教育実習の受講資格

養護実習にかかる履修要件は以下のとおり

養護実習を履修する者は、履修する前年度までに、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 養護に関する科目のうち、17 単位以上を修得していること。
- (2) 教育の基礎的理解に関する科目等のうち、「教育原理・教育課程論」、「教職論」、「教育心理学」、「道德教育」、「総合的な学習の時間及び特別活動の指導法」、「教育方法論（I C T活用含む）」及び「生徒指導」の単位を修得していること。
- (3) 「教育職員免許法施行規則第 6 6 条の 6 に定める科目」のうち、本学において修得すべき最低単位数を修得していること。

5 実習校

教育 実習	体験 活動				
○	×	教育委員会名	下関市教育委員会	小学校：4 2 校	中学校：2 3 校

年度 養護実習成績評価表

下関市立大学看護学部看護学科

科目名	養護実習（4単位）	実習期間	年 月 日 ～ 月 日
実習校名		出席状況	出席日数： 欠席日数： その他：
学籍番号		学生氏名	

ただし、所定時間の3分の1以上を欠席した場合、評定を行わない。

評価事項	評価する上での観点	評 定
学校保健活動	- 成長発達過程における特性と個人差について、児童生徒の実態や集団の状況、環境等を理解し、適切な指導や支援を行おうとしていたか - 実習校の特性を踏まえた教育計画と学校保健活動について理解したか - 保健室の位置づけと役割について理解したか - 健康診断など、児童生徒の健康の保持増進を図るための活動に参加し、その意義を理解したか - 児童生徒の健康課題や問題について、他の教職員との連携の方法と意義を理解し、積極的に連携する姿勢が見られたか	A・B・C・D・F
授業実践 (保健指導の実践)	- 児童生徒が抱える心身の健康課題の実態や教育的ニーズを把握するよう努めていたか - 実態やニーズにあわせた教材研究が十分になされていたか（単元目標の設定、資料の事前学習、教材・教具の準備、安全確認等） - 授業中に児童生徒の理解度を読み取り、実態や反応に応じて適切な発問や板書、教材・教具を用いた授業展開を行っていたか - 授業（保健指導）後の振り返り会等の場で積極的に意見を述べられていたか	A・B・C・D・F
実習状況	- 実習を通して養護教諭の役割と専門性についての理解を深め、自己の資質及び能力を高めようとする意欲や姿勢が見られたか - 提出物のなどの確に記載し、期限を守って提出するなど実習に対する真摯な姿勢が見られたか - 実習校の教職員や他の実習生、児童生徒との適切なコミュニケーションが取れていたか - 実習校における教育実習の留意事項を守っていたか	A・B・C・D・F

総合評定	特記事項	評定責任者
A・B・C・D・F		印

※ 総合評点は、各評価事項の評定と特記事項を総合的に判断して行うものとする。

※ 特記事項には、実習全般を通して顕著に優れていた点、あるいは著しく問題と思われる点があった場合に記載する。なお、総合判定で「F」とする場合には、その理由を特記事項に記載する。

上記の通り相違ないことを証明する。 学 校 名 学校長名	印
------------------------------------	---

<評点のめやす>

A (90～100点) ……大変良好である

B (80～89点) ……良好である

C (70～79点) ……基準は満たしている

D (60～69点) ……やや努力を要する

F (59点以下) ……不十分である

※実習校においては太枠の欄を記載してください。

養護実習受入れ承諾書

令和5年11月29日

下関市立大学

学 長 韓 昌完 様

下関市教育委員会

教育長 磯部 芳規

下関市立大学が設置する看護学部 of 教職課程に係る養護実習の受入れについて、下記のとおり承諾します。

記

1. 受入れに係る学部学科及び免許状の種類

看護学部看護学科（入学定員 80名）

養護教諭一種免許状

2. 養護実習の受入れ時期

令和7年度入学生が4年生となる、令和10年4月以降

3. 所管学校数（令和5年5月1日現在）

小学校 42校

中学校 23校

以上